

西大寺・秋篠寺相論絵図解説試論

藤 田 裕 嗣*

An Attempt to Understand Saidaiji Akishinodera Souron Ezu

Hirotsugu FUJITA

はじめに

近年歴史地理学においても絵図研究が盛んになった。中世に描かれた荘園絵図を対象とするものに限定すると、従来の研究が景観復原の際に参考にする形で絵図を取り扱っていたのに対して、最近の分析視角の特徴は、あくまで絵図そのものを分析し、空間認識の問題にまで立ち入る点にある。

絵図そのものを研究する手順としては、まず、(1)絵図が作成され、利用された経緯を解明し、(2)絵図を図像という記号で満たされたテキストとみなして、図像群のパラダイム(範列)とシンタクス(統辞法)を明らかにする。更に可能であれば、(3)絵図に埋め込まれた世界像を解明する、とまとめられている。¹⁾

このような手順をとった研究は、同一の土地を描く複数の荘園絵図を対象とする場合、比較的容易であるといえよう。というのは、まず、(1)の作成時期を探る際に、次のように考えられるからである。つまり、同一の土地を描いている複数の絵図間で、記号化する際対象となる諸地物は、同時代においては共通で、変わらないはずである。にもかかわらず、記号化された図像が若干の相違を伴っている場合がある。極端には、ある地物が一方の絵図では記号化されて描かれ、他方で描かれないこともある。これは、各絵図の主題が異なるからであると解釈できる場合が考えられる。それを検討していくことによって、各絵図の主題が吟味でき、その主題が描かれるにふさわしい作成時期が推定できるのである。この検討の前に、複数絵図間で図像を比較する作業を行なうというわけである。

例えば、2枚が残る近江国葛川絵図について従来は一方が他方の下絵とされていた。それに対し、各絵図の構成を問題にし、図像を子細に比較・検討して各々の主題を探る作業によって、一方の絵図が、他方を描く際の下絵とされる以前に、一定の機能を果していたことが最近明らかにされた。²⁾ 神護寺絵図・高山寺絵図の検討においても筆者は同様の作業を行ない、各絵図の作成時期を推定した。³⁾

このような作成時期の検討は、前記(1)~(3)の研究手順のうち、それ自体が(1)に当たるだけには留まらない。(1)の検討を行なう前段階の作業としての構成の問題が(2)の図像群の統辞法に通じるのみならず、図像の相違や地物を図像として記号化する際の取捨選択の問題は図像の範列の吟味と密接に関連するからである。さらに、(3)の絵図に埋め込まれた世界像が、複数の絵図の比較・検討によりいわば対照的に明らかにされた例を既に我々は持つ

* 地理学研究室 (昭和62年9月30日受理)

表1. 西大寺蔵・旧蔵絵図一覧

番号	絵 図 名	作成時期	1)	2)	3)
			荘園絵 図集成	六大寺 大観	所蔵
1	西大寺・秋篠寺相論絵図 (その1)	本文参照	no 5 6	○	B
2	同 上 (その2)	本文参照	5 7	—	B
3	同 上 (その3)	本文参照	—	○	A
4	京北班田図 (西大寺本)	鎌倉時代	—	○	A
5	同 上 (東大本)	4の写し?	2 8	—	B
6	西大寺往古敷地図	未 詳	2 6	—	B
7	西大寺敷地図 (その1)	弘安3(1280)	4 7	—	B
8	同 上 (その2)	鎌倉中期?	4 8	—	B
9	同 上 (その3)	1263年以後	4 9	—	B
10	大和国添下郡京北条里図	鎌倉末期?	6 9	—	B
11	大和国西大寺辺四陵所在条里図	室町時代?	新6 1	—	B
12	西大寺寺中曼陀羅図	室町時代	—	○	A
13	西大寺伽藍絵図	1698年写し	—	○	A
14	西大寺中古伽藍敷地並現存堂舎坊院図	1698年作成	—	—	B
15	南都西大寺中古伽藍図	中世?	—	—	A

注 1) 西岡虎之助編『日本荘園絵図集成』上・下(東京堂出版、1976・1977)で付された絵図番号

2) 奈良六大寺大観刊行会『奈良六大寺大観』第14巻(西大寺全)(岩波書店、1973)に○は所収、—は所収されていない絵図

3) Aは西大寺蔵、Bは西大寺旧蔵、現在は東京大学文学部国史研究室蔵

ている。⁴⁾

さて、南部七大寺の一つ西大寺には、表1に示したように数点の古絵図が現蔵されているが、旧蔵分も含めれば、鎌倉末期に起こった秋篠寺との境相論に直接関係する絵図が3点残っている。⁵⁾

この3枚の相論絵図(表1, 絵図1~3)についてはまず藤田明が西大寺と秋篠寺の相論の経過を検討する中で、「口絵の説明かたがた略説を掲ぐ」ものであるとはいえ、いち早く絵図1を紹介した。⁶⁾その後、関野貞が主に京北班田図(表1, 絵図5)を用いながら京北条里と平城京の条坊制、とくに北辺坊との地理的關係を問題にする中で考察の材料に加えている。⁷⁾関野と有名な論争を行なった喜田貞吉はこの問題についても関野の学説を批判している。⁸⁾京北条里と北辺坊との關係に関する研究を集大成したのが大井重二郎である。⁹⁾

これらに対し、太田順三は、相論絵図が作成される契機となった西大寺と秋篠寺との正安から文保にわたる相論の経過を本格的に辿っている。しかし、彼の関心の中心は、この相論を西大寺による領域的支配の確立へ向けた一連の動きの中で起こったものと捉え、農民的土地所有の進展と対比するなかで相論を検討するところにあるため、相論絵図については参考程度に考察の対象に加えているにすぎない。¹⁰⁾さらに、橋本義則は称徳天皇(「本願天皇」)山莊(跡)を考察するのに、主にそれを描く絵図を用いて行なっている。その中で、絵図2・3が比較的成立が古い点に注目し、絵図に盛られた主張にも留意しながら作成年代などを論じている。¹¹⁾

本稿の課題は、これらの研究の成果の上に立脚しつつ、あくまで絵図そのものに注目す

る立場から、3枚の絵図の図像を比較検討して絵図の作成時期を確定し、絵図の解読を進めることである。そして、可能な限り世界像・空間認識の問題にもアプローチしたい。

I. 西大寺・秋篠寺正安～文保相論の経過

3枚の絵図が作成される契機となった西大寺と秋篠寺との相論は、14世紀初頭の正安から文保にかけて闘わされた。絵図の作成時期を考察する基礎作業として、その経過を簡単にみておこう。

相論の詳しい経過は西大寺文書に残された数点の史料から辿ることができる。それを表2に示した。¹²⁾これらは、正安4(1302)年～徳治2(1307)年の第一期と正和5(1316)年～文保元(1317)年の第二期とに大きく分けられる。¹³⁾

絵図との関連で問題にすべき点のみをここでは指摘することにした。

第一期のうち正安の相論で争点になったのは「山池所務篇」であり、双方が所進した絵図が参差したことが注目される。次に、嘉元の相論では1)秋篠寺敷地寺山、2)西大寺山を除く薪林など11カ所の山林、3)瑜伽山寺と阿弥陀山寺の2カ末寺跡旧領、「谷谷田島」が問題にされている。

そして、第二期では数回にわたって秋篠寺が悪党行為を行なっている。その対象は、大川・押熊→十五所明神など→興正菩薩関係→茶園と推移している。

これらのことを踏まえて次に絵図の作成時期を問題にする。

II. 作成時期

本章では3枚の絵図に描かれた図像や文字注記を比較するとともに、前章でみた相論の複雑な経過の中で各々の段階で闘わされた双方の主張を絵図の中に見いだすことによって、各絵図の作成時期にアプローチする。

まず、対象とする相論絵図(表1、絵図1～3)を観察する必要がある。これらのうち、荘園絵図の一般的写真集である『日本荘園絵図集成』に所収されている絵図1・2はそれを見ていただくこととし¹⁴⁾所収されていない絵図3は176頁に写真を掲げた。そして、図1, 3, 5に各々のトレース図版を示した。また、表3で各絵図について文字注記や図像表現で記載された地名・地物を比較した。

まず、絵図1を見ると、端裏書に「秋篠寺所進絵図 秋篠ヨリ西大寺令進絵図」とある上に、元は巻軸の題箋と思われる部分に「諍論仁付従秋篠寺、西大寺江所進絵図」と記されており、秋篠寺が作成したものであることが明らかである。

さらに、左上隅の貼紙の部分に記されている文字注記(図1参照)¹⁵⁾は、双方より提出された絵図を比較して相違している点を摘出し、それを事情聴取によって確認した結果が記されていると考えられる。さきほど前章で相論の経過を辿ったときに、正安相論において双方の所進絵図が相違したため、院使が実検したところ西大寺側の絵図が正しいと確認されたことをみた(表2も参照)。貼紙の部分はこの院における審理の過程が記されたものと考えても矛盾はない。¹⁶⁾

この貼紙の他に、この絵図には図1で図郭外に示したように5カ所に付箋が付されている。現状は図の通りであるが、付箋の内容から言って元は㊸と㊹はKの今池に、㊺と㊻はJの赤皮田池に付されていたと考えられる。ひらがなの㊼と㊽は秋篠寺側の主張が、また、かたかなの㊾㊿はそれに対する西大寺側の答弁が記されている(㊿に当たるものは現在ないが、その存在を想定できるかもしれない)。すなわち、この付箋には院の審理の過程

表2. 西大寺・秋篠寺正安～文保相論の展開過程

年代	西暦	記 事
康平 7	1060	秋篠寺は秋篠山という旧名を隠し、大山田という新号、「通漫の四至」を掠め、西大寺領秋篠山を奪おうとするが、管領できず。
承德元	1097	秋篠寺は「通用宣旨」を望み、自ら康平官符を破棄する。
大治	1126 ～	秋篠寺は宣旨を掠め申し、「山毛通用の宣旨」を下されたのに対し、西大寺側は機会を待つ。
文暦	1234 ～	秋篠寺「通用の儀」を破り、林を11カ所取り、「私籠山」と称して西大寺樵夫を入らせず。
正安	1299 ～	秋篠寺は残る「山池等」の「一円之儀」を企て、悪行する。遂に西大寺が幕府に訴えると刃傷狼籍に及ぶ。
正安 4	1302	幕府は秋篠寺の悪行を停止し、「聖断」を仰ぐべしとの御教書を9月に出す。
嘉元元	1303	西大寺は「山池所務篇」について秋篠寺の狼籍を院に訴え、「通用の儀」の停止を求める。訴陳対問、両方所進絵図参差により院使が下向して実検したところ西大寺側が相違なしと認定される。 8月「秋篠山西大寺進止事」との内容の院宣により戌亥山一千町は基本的に西大寺が領有権を持つが、「柴薪通用」として秋篠寺も用益権を持ち、とくに秋篠寺寺山は檀木乳木料所として領有権も認められる。西大寺は不満でもこの決定にしたがう。10月西大寺は1) 秋篠寺敷地寺山の相手方の領有と2) その他11カ所薪林以下千町の通用も認めるが(西大寺寺山を除く)、3) 秋篠山の下地を初め二カ末寺の旧領と「谷谷田畠方方山子等」は西大寺の一円之地であると主張する。11月太政官符で認められる。12月院が秋篠寺狼籍につき幕府に預ける。
嘉元 2	1304	幕府秋篠寺狼籍人配流を命じる。
徳治 2	1307	秋篠寺「山池等事」について越訴したが認められず。
正和 5	1316	秋篠寺側は11月3日寺領の大川・押熊の土民が抑留した年貢を責め取るべしとの後伏見上皇の院宣を得る。11月7日実行し、12月5日には西大寺付近の十五所明神や郷民の家屋を壊し、僧堂を焼く。 7日に西大寺はこれを院に訴え、10日に実検、19日に院宣が召し返され、秋篠寺の狼籍に対する停止が命ぜられる。
文保元	1317	西大寺は秋篠寺が郷民の所持物を奪取し住宅を焼き払った行為を訴える。 これに対し、秋篠寺は6月に西大寺領の冷松を取り、「興正菩薩為寺」築構した池樋を打ち破り、樵夫の所持物を奪い、山中に入れず。さらに西大寺付近の郷民等の住宅を襲い、鎮守神木を伐り取り、茶藪・柿等を伐り払う。7月には福益領内田畠・鎮守八幡社神田に点札を立てるなど悪党行為を続ける。
元享 3	1323	西大寺はこれらの秋篠寺の悪行を訴える。 西大寺領戌亥山・谷谷田畠を律家の進止とする後醍醐天皇の綸旨が出される。

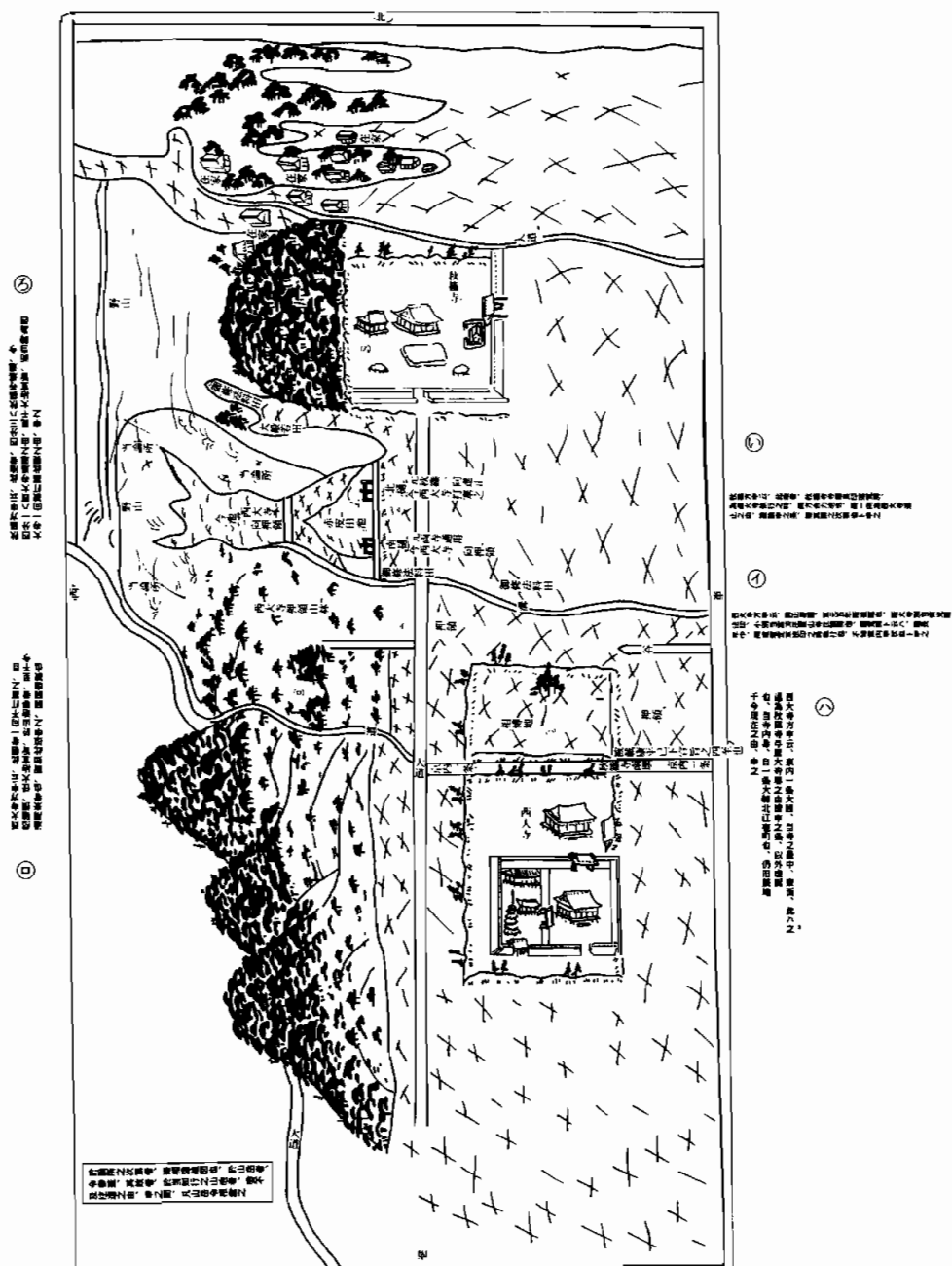


図1 絵図1のトレース図(○は現状における付箋の糊付位置)

で聴取された双方の主張が記されていると考えられる。¹⁷⁾そこで、付箋は争点に関わる箇所に置かれており、その争点とは(1)①の西大寺の北塚とともに、(2)②と①、②と③の今池、赤皮田池とその周辺の朱線で囲まれた「当論所」、の二つであることがわかる。これらを描くことがこの絵図の主題であったと言える。前章でみたように、正安相論の際

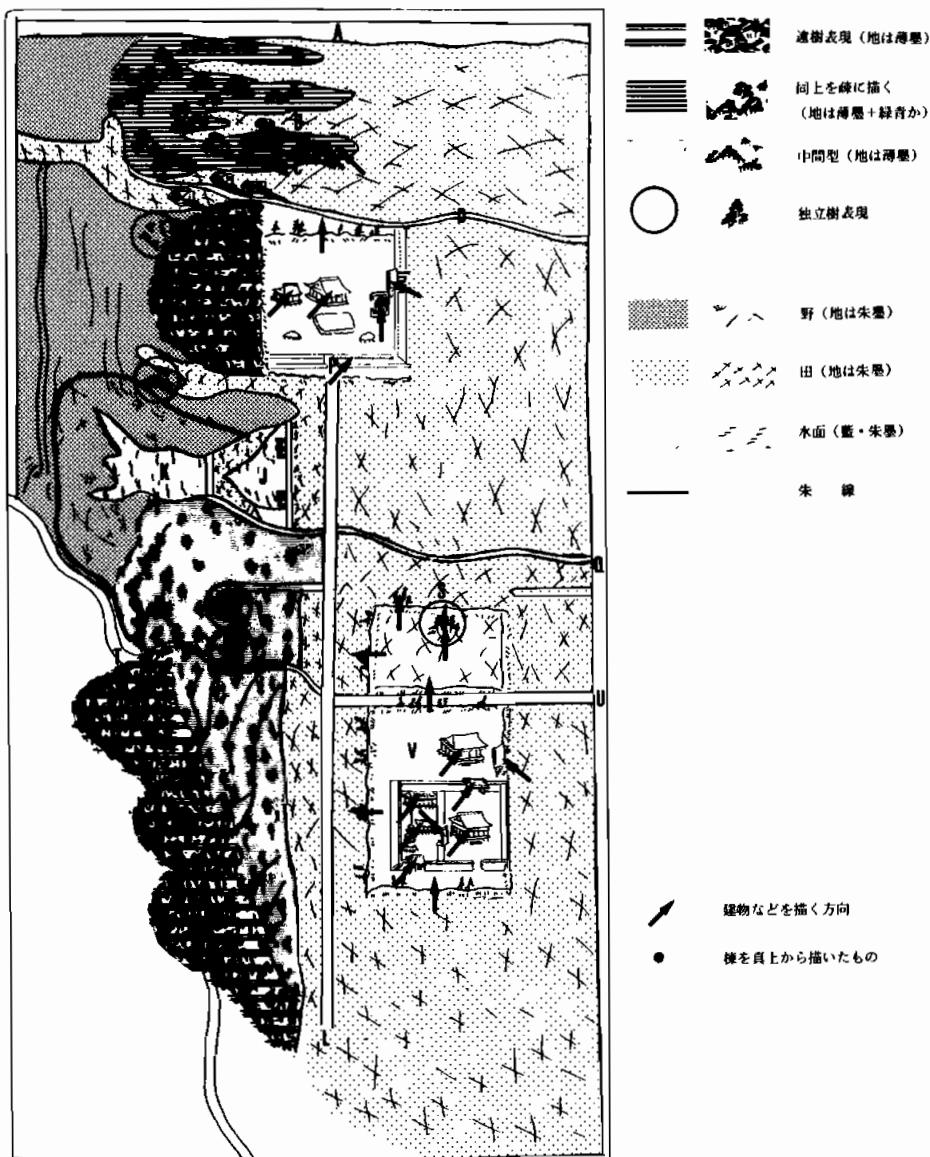


図2 絵図で描き分けられた土地分類

問題になった争点は「山池所務篇」であり、(2)と一致する。

これらのことから絵図1はまさしく正安相論に合致する内容を持っていることがわかる。絵図1は、秋篠寺側がおそらく正安相論時に作成したものであろう。

正安相論で問題になった「山池所務篇」が具体的にどこを指すか文書史料からは不明であるが、この絵図からすれば、「山」とは「当論所」の部分であり、「池」とは今池、赤皮田池であると考えられる。

次に、絵図2を検討する。この絵図ではそのほぼ中央に瑜伽山寺跡と阿弥陀山寺跡の記載とともに西大寺山の文字注記がみられる。とくに「西大寺山」は二カ所に記されている

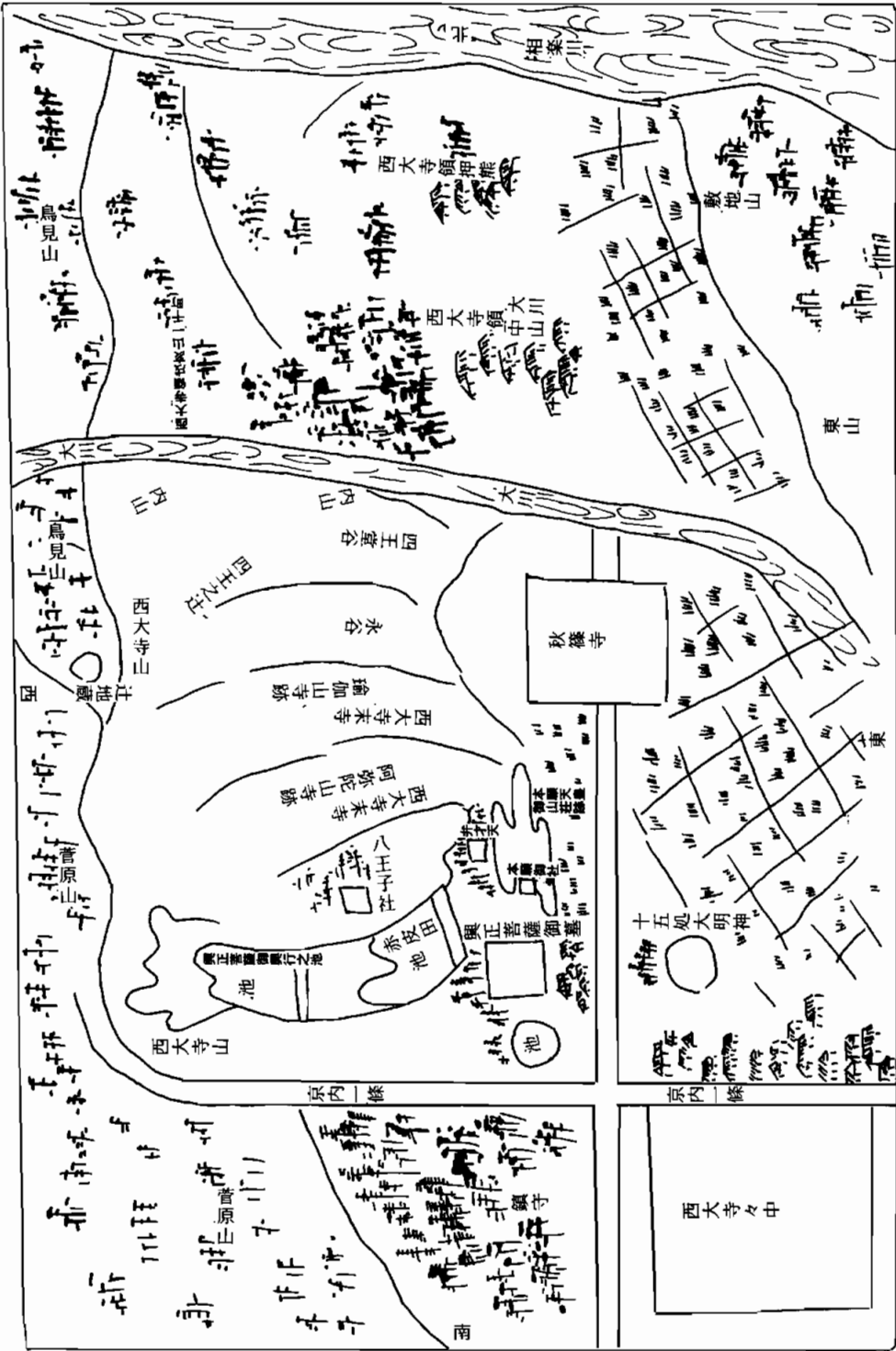


図3 巻図2のトレス図

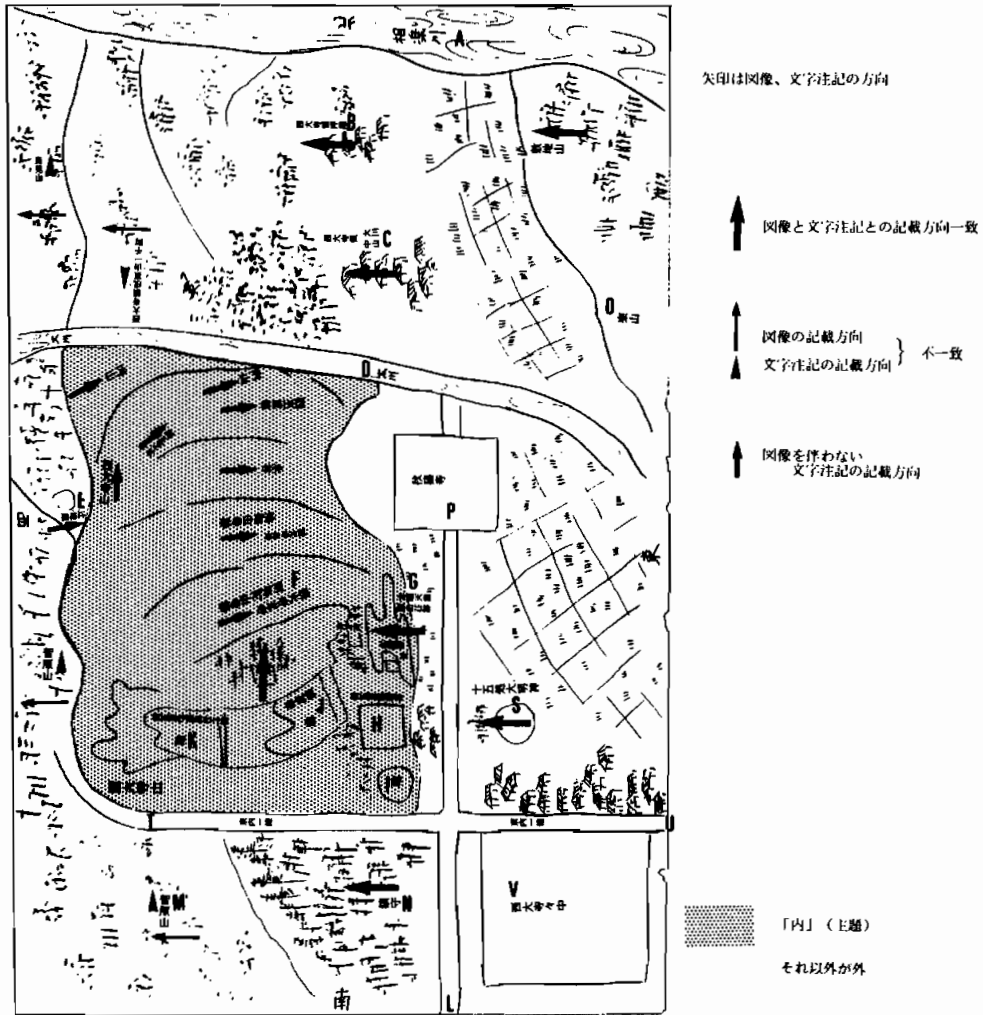


図4 絵図2における記載方向の分布

ほか、同様に二カ所に注記が施されている「内山」もこれと同種の性格を持つ山であると考えられる(図3参照)。これらの二カ末寺と西大寺山が問題になったのは、嘉元相論であった。既に太田が指摘するように、¹⁸⁾ 西大寺山の周囲に記された菅原山、鳥見山、敷地山、東山は、西大寺が秋篠寺側の用益権を認めた薪林以下11カ所の山林の一部なのであろう。そこで、絵図2は嘉元相論時におそらく西大寺側が作成したものと推定できる。¹⁹⁾

最後に、絵図3は、図5にも示したように3カ所に正和5年11月から12月にかけての秋篠寺側の悪党行為を記した文字注記があり、正和5年12月5日以降に西大寺によって作成されたことが明らかである。しかし、橋本の指摘のように、²⁰⁾ 茶園の文字注記(図5でRの記号を付した)は他とやや異なって肉太な感じを受けることは否めない(写真参照)。茶園への悪党行為が翌年の文保元年6月29日であることを勘案すると、この部分は6月以降の追筆である可能性が高い。

さらに、上限を狭めるとすれば、文保元年6月7日に打ち破られたと史料²¹⁾に見える興

表3. 絵図1～3が記載する地名・地物の比較とその現地比定

地名・地物	絵図1	絵図2	絵図3	比定	現在	地名・地物	絵図1	2	3	比定	現在
相 桑 川	△	○	×	A	山田川						
押 熊	「在家」	○	○	B	押 熊	敷地山		○	×		
大川(集落)	「在家」	「大川 中山」	○★	C	中 山	東 山		○	×	○	押熊・秋篠村 小字東山
西大寺領戌亥山 一千町			○								
鳥 見 山		○			cf.鳥見郷上・ 中・下鳥見庄						
大 川	「(大道)」	○	×	D	秋篠川						
内 山	「野山」	二カ所									
四王堂谷		○	「堂」?								
四王之辻		○									
辻 地 蔵		○		E	通称辻堂の西 に地藏寺						
西大寺山	「(野山)? 〔当論所〕」	二カ所	「西大寺之 山林」		秋篠川 中ノ谷?						
永 谷		○				秋篠寺	○	○	○	P	
西大寺末寺 瑜伽山寺跡	×	○	○	F	注24)、秋篠村 小字阿弥陀谷						
阿弥陀山寺跡	×	○	○								
御修法料田	○										
大般若田	○										
八王子社	△杜?	○	○		注26)						
弁 才 天	△杜?	○	○		西大寺小字 弁財天 注25)						
本願御社	△杜?	○	○			御修法料田	○				
本願天皇御山莊跡		○	○	G	池あり、注24)	溝	○			J Q	
興正菩薩御墓		○	○	H		谷	○				
池		○	○	I	鑛物師池 注24)	茶 圃			○	R	西大寺村小字 茶山北辺四坪 一坪
赤皮田池	○★	○	×	J	西大寺林小字 赤田、注25)	十五所大明神	△杜?	○	○★	S	十五所神社
興正菩薩御興行之池 (集落)	「今池」★	○「池」	○	K	葛蒲池	相博地	○				
北 樋・南 樋	○★	×	○								
大 道	○	—	×	L P	旧三坊大路→	↑					
菅 原 山		○		M	菅原村飛池	秋篠寺南塚	○★				
鎮 守		○		N	八幡神社	京内一条	○★	○	「一条」	T U	
						二 条			○		
大 道	○	?	×		西大寺		○	「(寺中) 〔南北 五丁 東西 三丁〕		V	

(凡 例) ○ 文字注記などの記載あり
 △ 文字注記はないが、図像が描かれている
 × 明らかに記載なし
 ★ 主張を記した長い文字注記を伴う

(注) はば東西走する「京内一条」の道T Uで表の上下を、「秋篠寺」より南下して旧三坊大路につながる「大道」L Pで表の左右を分け、それぞれの位置に従って配置した。
 現地比定の記号は図7と対応、図2. 4. 5とも対応する。

正菩薩構築の「寺池(K)樋」は、絵図で「西大寺之山林」を表していると考えられる切株状の図像との関連からみて、当初から予定された図像表現と見なしうる。その下にある「打擲刃傷所也」との文字注記は、史料の記載上同日と考えられる秋篠寺側の悪党行為「一、奪取樵夫等所持物、打擲寺民、都不入立山中」との関連で記されたものであろう。この史料に見える「山中」こそ、絵図3に記された「西大寺之山林」を指す可能性がある。

以上、この絵図は、正和5年12月5日以降、更には翌年6月7日直後に一旦作成さ

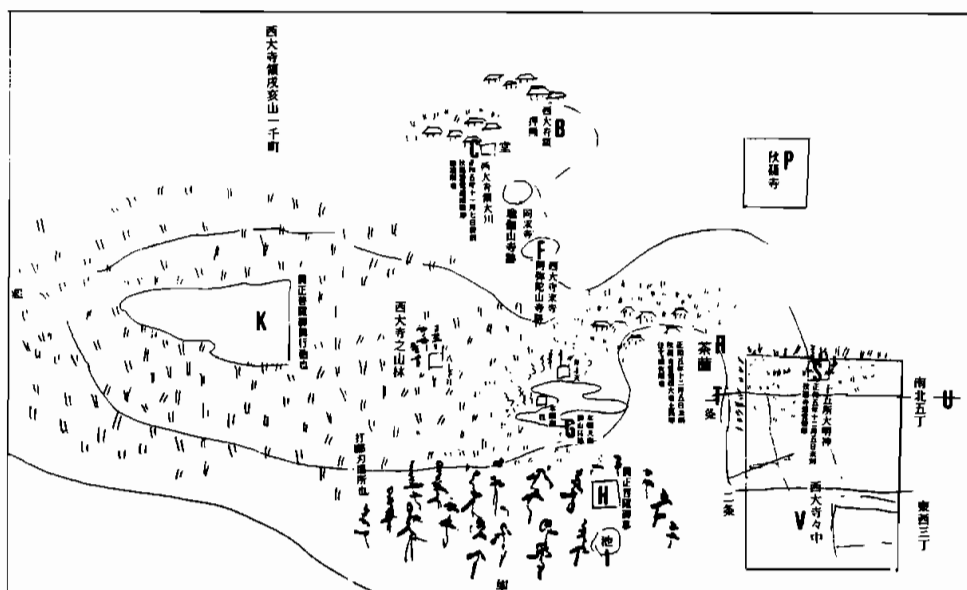


図5 絵図3のトレース図と現地比定

れたのち、6月29日以降に更に追筆されたというのがここでの一応の結論である。

Ⅲ. 現地比定

本章では絵図分析においても基礎的な作業である現地比定を行なう。

3枚の相論絵図はおおよそ北は山田川から南は西大寺までを描いている。これらの範囲の山林が、相論の対象となった「戌亥山一千町」(=「秋篠山」²²⁾)なのであろう。これらの地区は図6に示した5万分の1地形図にみるように近年都市化が進み、山林の開発や地形改変が著しい。そこで、図7に明治18年測量の2万分の1地形図を掲げた。

まず、主に明治22年作成の地籍図を基にして小字地名を採集した。図7には秋篠村域のみ示した。さらに、天保14年秋篠村・本郷村絵図²³⁾を使って小字以下のレベルの地名も調査した。煩瑣を避けるため、その一部のみ図7に表す。

これらの地名を参考にし、さらに若干の現地調査も行なって、相論絵図に記載された地名・地物を現地比定した。その結果は同じく図7に示した。図中のアルファベット記号は、表3、図2、図4、図5に対応する。

E, G, Nの記号を付した阿弥陀山寺、本願天皇御山荘跡、鑄物師池については既に発掘調査が行われている。²⁴⁾また、このうち山荘に付随した弁財天、本願御社は表1の絵図14等にも記されており、比定に関する論考がある。²⁵⁾

他に現地比定が困難なものもあるが、²⁶⁾それ以上に問題なのは3枚の絵図に記されている「(京内)一条」の道である。一条は、先述のように絵図1で示された争点の(1)であり、秋篠寺は寺域の南堺であると主張するのに対し、西大寺側はそれより北一町のところが堺だとして対立していた。京内一条とは一条北大路のことであると従来考えられてきた。²⁷⁾これは、西大寺の寺域が判明する最も古い史料である宝亀11(780)年の史料²⁸⁾に見える西大寺の北堺とも一致する。しかし、絵図2を見ると、京内一条は、興正菩薩御墓

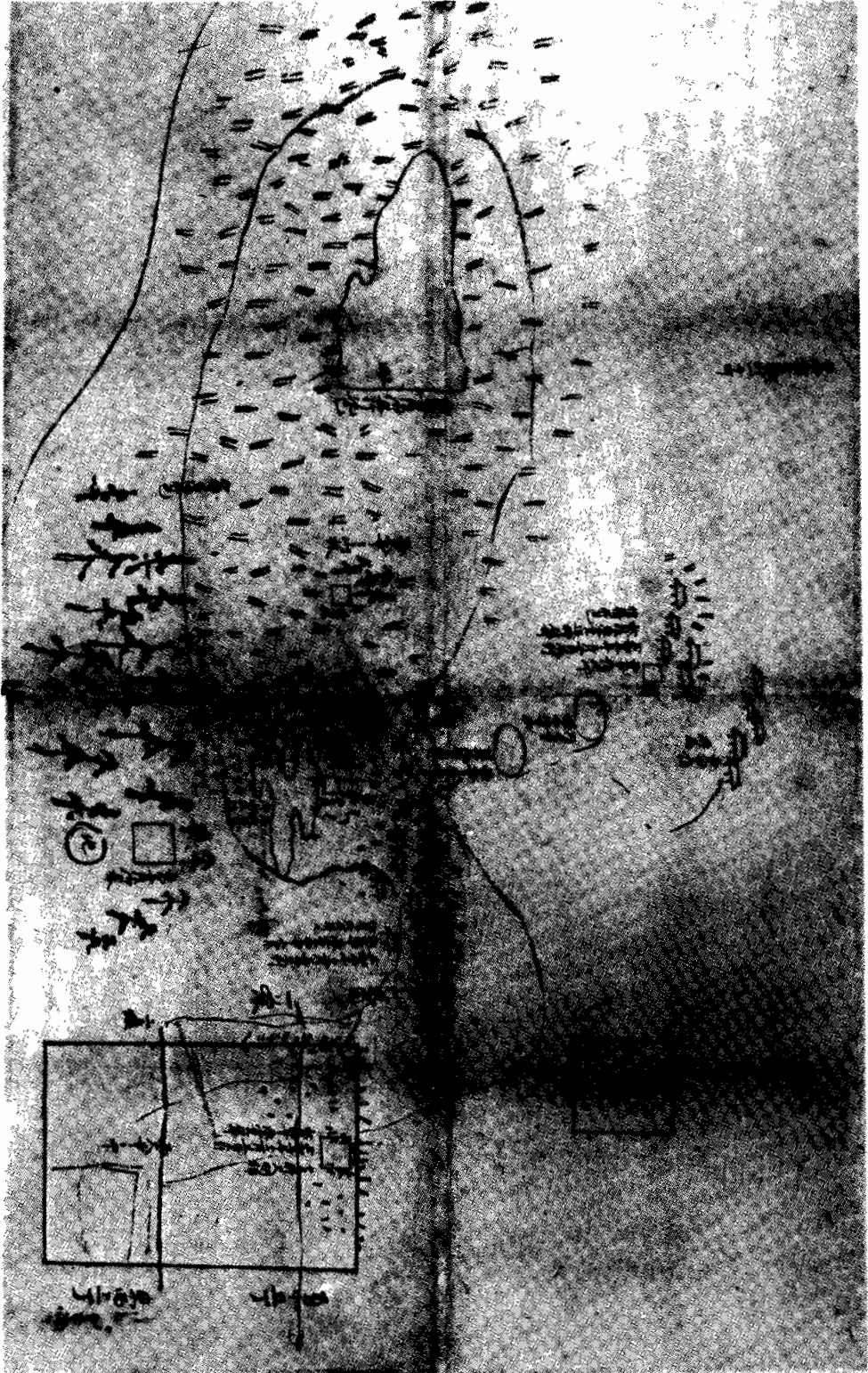


写真 西大寺・秋篠寺相論絵図（絵図3）（西大寺所蔵）

H, 池Iより南に記されているが、実際は一条北大路に比定できる線の方が北にある。この齟齬を埋めるには、絵図2の京内一条を、一条北大路より2町分南に下げ、西大寺寺域Vに北接する道(図7で里道を表す二重線)と考えざるを得ない。これが妥当であるとすると、絵図2で京内一条の北に描かれている集落は現在の西大寺小坊町に比定できることになる。²⁹⁾ 図7では一応一条北大路に比定しておいたが、上述のような問題があることをここで指摘しておきたい。

この点はいずれにせよ、図2・4と図7で比定結果を相互に比較すれば、絵図1・2とも押熊B, 中山C以北が大幅に圧縮されて描かれており、主題はそれ以南にあることは自ずと明らかになる。この事情は山田川を描かない絵図3も同様である。

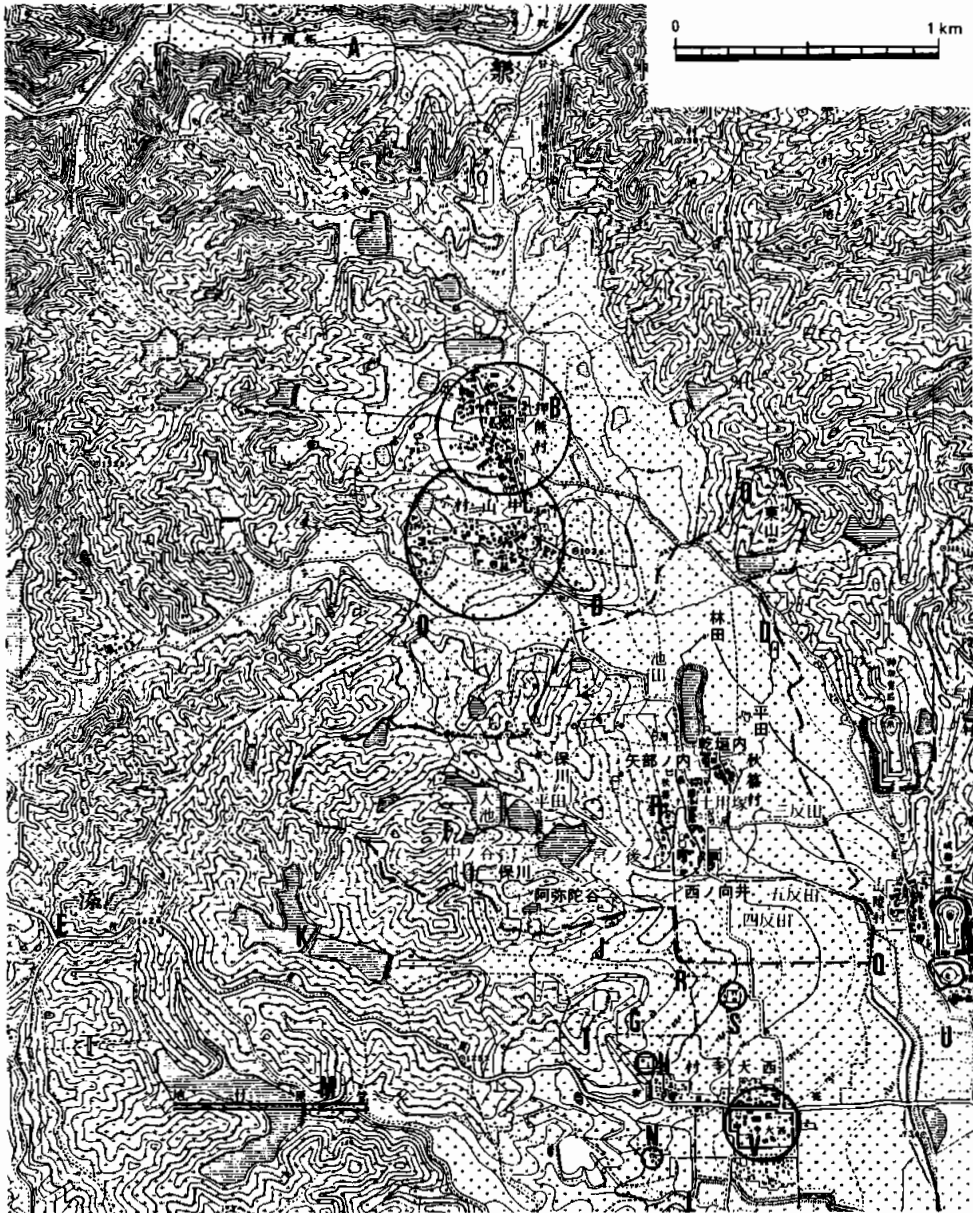


図6 絵図1～3が描く地区(昭和60年発行)

IV. 絵図の解読

本章では絵図の図像についてその範列と統辞法を問題にする。第2章で辿った複雑な相論の経過の中で、微妙に変化した争点と双方の主張を踏まえて、絵図に盛られた作為を読みとる。これらの作業によって絵図の解読を進める。さらに、絵図に埋め込まれた世界像にもできる限りアプローチしたい。

まず、絵図1の主題は、第2章で(1)西大寺の北境、(2)今池、赤皮田池とその周辺の朱線で囲まれた「当論所」、の二つを描くことであると指摘した。これを絵図の構図



--- 秋篠村域 小字 小字地名 地名 その他の地名

図7 地名の分布と現地比定（アルファベットは表3、図2、図4、図5と対応；
原図は明治18年測量2万分の1仮製地形図 奈良・西大寺村図幅）

の面からも確認したい。すなわち、秋篠寺からまっすぐ南下する道PLは、ちょうどこの二つの主題の間にあることもあって、絵図の東西方向（天地）の中心に配され、軸線として機能している。また、南北方向の中心には後者の争点が置かれているのである。

次に、この絵図では図像と彩色によって土地利用が分類されて示されている。その分類を読み取ったのが、図2である。まず、遠樹表現は、秋篠寺に西接する山と西大寺の西方

にある山々に施されている。前者は、のちに嘉元元年8月の裁定で壇木乳木料所として秋篠寺の領有権が認められる秋篠寺敷地寺山、後者は同年10月に西大寺が秋篠寺の用益権をただ一カ所排除しようとする西大寺山（だと秋篠寺も認識していた部分、のちに西大寺はその北方をも主張する）を描いたものと考えられよう。また、これらとは異なる独立樹の表現は5カ所にみられる。他の二つの絵図と比較してみると、秋篠寺の西南方に見えるものは八王子社、京内一条に北接して並ぶ西方の二つは弁財天と本願御社、西大寺の北にあるものは十五処明神、といずれも神社（ないしはその社）を描いたものと考えられる。そこで、秋篠寺の西北方に在家の陰になっているものは特定できないが、これも神社（の社）を表現している可能性がある。

この絵図は殆どの図像が西を上にして描かれており、絵図自体の上（天）も西であることがわかる。しかし、例外もある。例外の箇所は、図2に矢印で併せ示した。まず、秋篠寺と西大寺の寺内は築地など北を上にして描く記載方向もみられる。さらに堂は基本的に北を上を斜め左（西）から描かれており、他とは大いに異なっている。また、秋篠寺より北の大川・押熊Bの集落に当たる在家を描く記載方向は、西を上にしてやや斜め左（南）からのものである。とくに、●で示したものは棟（屋根）を真上から描いている。これに対し、絵図2・3では在家を横から見ている。在家の図像表現として他の中世絵図にも一般的に見受けられるのは、後者の方である。³⁰⁾そこで、絵図1における在家の図像表現は、少なくとも管見の範囲で他の中世絵図にはみられない特徴的表現であると言える。さらに在家に随伴する樹々も北を上にして描かれている。

次に、絵図2の解読に移る。

先ほどと同様に文字や図像を記載する方向の分布を図4に示した。この図を見ると、本絵図も西を上にする方向が主流を占めていることがわかる。そこで、この絵図も西が天であると言ってよい。しかし、菅原山M、鳥見山、戌亥山の場合、樹々の図像表現は西が上であるが、文字注記は北が上となっている。他に樹々の表現は、敷地山と東山Oと鎮守Nの箇所にある。最後者は他より詳細に表現されており、単に山を描いたものではなく、鎮守の社を表現しているのであろう。これを除いた5カ所の山は、嘉元相論時に西大寺が秋篠寺の用益権を認めた薪林以下11カ所の山林の一部であり、³¹⁾これらに囲まれ、西大寺山、内山と記載された部分こそ、同じく嘉元相論時に西大寺が秋篠寺の用益権を拒んだ西大寺山の範囲であると考えられる。この点は既に第2章で指摘した。この範囲内には阿弥陀山寺跡など東を、八王子社のように北を上にする方向などが混在しており、他とは全く異なっている。この部分は、西を上にする基本的な記載方向からずれているわけで、「西大寺山」というひとまとまりの区域として描こうとする主張が見て取れるようにも思える。しかも、「山」であるにもかかわらず、八王子社付近など一部を除き、樹木表現が施されていない。この部分こそ、絵図2が描こうとした主題だったのであり、第2章の指摘を記載方向などの面からも確認できると言えよう。絵図1とはほぼ同範囲を描きながら、絵図1で軸線であったPLがやや東にふれているのは、この主題を大きく描いたためである。

記載方向などの違いで区分される「西大寺山」の部分は、「内山」とも記されている。これらを「内」と表現することによって、その周囲は外として分別される。西大寺山・内山に特に注目するならば、この絵図では内一外という二分された世界像の表現が見いだされるといえよう。³²⁾以上の解釈を図4に併せ示した。

なお、弁財天は、表1の絵図13～15を含め、絵図3では本願天皇御山莊跡Gの北にあるのに、この絵図では西に描かれている。前節でも指摘したが、京内一条を一条北大路に比

定すると、興正菩薩御墓Hと（鋳物師）池Iは南に描くべきであるのに、なぜ京内一条の北に配したかという問題を含め、³³⁾この点は後考に待ちたい。

最後に、絵図3は、絵図1・2にみられた記載方向の不統一性が姿を消し、北が上になるように整理されている。そのため、我々には理解しやすいのであるが、中世の絵図にとってむしろその方が異質であるといわなければならない。絵図1・2の場合、絵図の内部に身を置くならば、様々な記載方向も解釈可能であり、これこそ近代以前の絵図の特徴だからである。それに対し、絵図3は絵図の外部から見て解釈できる。北を上置き、手前＝下＝南側から理解できるようになっている。すなわち、西大寺側から秋篠寺の方を見た方向で描かれており、西大寺側が作成したと符合する。

おわりに

小稿を終えるにあたって、今後の検討課題を挙げておきたい。第3章で問題として残した京内一条や今回試案すら示せなかった地名・地物（四王堂谷、敷地山など）について現地比定を試みる、など本稿の考察を精緻化することは勿論として、より発展的な課題を2点に絞って述べておく。

第一の課題は西大寺蔵・旧蔵絵図全体（表1）を詳細に考察することである。そして、その中に今回若干解説した相論絵図を位置づける必要がある。³⁴⁾

さらに、今回対象とした相論絵図は、3枚も残っていることのみならず、相論の当事者双方によって作成された絵図がそれぞれ知られることでも稀有の存在である。相論の過程において絵図が果たした役割をも考察できる可能性があり、このような面から検討を加えることが第二の課題として挙げられる。これは、絵図の史料批判のために必要なものと考えられるからである。

以上の点を今後の課題としながら、引続き個別絵図の分析を積み重ねる必要がある。

付 記

絵図の所蔵者である西大寺、東京大学文学部国史研究室の関係者の方々には絵図の熟覧等に際してお世話になった。さらに現地調査では秋篠寺堀内祥永住職、秋篠町在住胎中廉啓氏など、多くの方々にご教示・ご協力いただいた。また、葛川絵図研究会の例会で1986年8月、翌年4月に本研究の主旨を口頭発表した際に、会員諸氏から貴重なお助言を賜った。これらの方々には深甚の謝意を表します。なお、本研究は奈良大学より与えられた1986年度特別研究補助費（研究代表者野崎清孝教授）による成果の一部である。

註

- 1) 葛川絵図研究会編『絵図のコスモロジー』上、地人書房、1988
- 2) 葛川絵図研究会「『葛川絵図』にみる空間認識とその表現」『日本史研究』244、1982のほか、下坂守・藤田裕嗣「絵図に埋めこまれた主張—作成目的からのアプローチ」『地理』29-2、1984
- 3) 拙稿「神護寺絵図・高山寺絵図の作成過程」前掲書1)所収
- 4) 上原秀明・小川都弘「絵画と言語—葛川絵図にみる空間表現のランゲージュ—」『地理』29-5、1984。他に小山靖憲も、絵図が複数ある場合、比較的絵図の分析が容易であると指摘している。同「荘園絵図へのいざない」小山・佐藤和彦編『絵図にみる荘園の世界』東大出版会、1987所収、11頁。
- 5) 表にも示したように絵図4、5なども秋篠寺との相論時に筆写されたと考えられているが、本稿

では考察の対象に加えない。従来の研究で両絵図は、鎌倉末期相論の過程において果たした機能、更には筆写された際の作爲的な改変の可能性などは十分論議されないまま、既に古代に作成され、筆写される際に手本とされた原絵図に議論が集中している。相論との関係について筆者自身も成案を持ち合わせていない。今後の検討課題としたい。

- 6) 藤田 明「西大寺と秋篠寺との争論に就きて」『歴史地理』8-1, 1906
- 7) 関野 貞「平城京及大内裏考」『東京帝国大学紀要・工科第参冊』, 1907
- 8) 喜田貞吉「『平城京及大内裏考』評論」『歴史地理』12-4, 1908
- 9) 大井重二郎「大和国添下郡京北班田図について」『続日本紀研究』6-10・11, 1959など。
- 10) 太田順三「西大寺の領域的支配の確立と絵図」竹内理三博士古稀記念会編『続荘園制と武家社会』吉川弘文館, 1978
- 11) 橋本義則「西大寺古図と『称徳天皇御山荘』」『平城京右京一条北辺四坊六坪発掘調査報告』奈良国立文化財研究所, 1984
- 12) 本表の作成にあたって太田, 前掲論文10)を参考にした。
- 13) 太田に依れば, 秋篠寺は後宇多上皇の院政のもとでの不利を悟り, 後伏見上皇の院政となったとき, 院の側近との縁を利用して再度相論を起こしたという(301-2頁)。
- 14) 西岡編, 前掲書表1注1)。これは西岡虎之助による写しの写真であるが, 大過はない。1987年度中に寄託先の東京大学史料編纂所により中世絵図の写真集がとりあえず大和国について出版される予定である。出版後はその写真を見ていただきたい。なお, 図1, 3のトレース図版は原本により作成した。
- 15) 意識してみると、論所の部分は絵図間に相違はない。しかし、「山岳」の部分が異なっている。その理由は、(この絵図が) (秋篠寺が) 知行している「山池」を詳しくは描かなかつたからだと(秋篠寺は)言っている。そういう訳で「山岳」の部分が異なっているのである。となる。このなかで()で補った部分は「秋篠寺」ではなく「西大寺」である可能性もあるが、秋篠寺が作成した絵図に貼られていることからして、「秋篠寺」と解釈する方が無難であろう。また、「山岳」「山池」とは正安相論の争点「山池所務篇」と関連すると考えられる。
- 16) とは言っても、この貼紙は院の官吏によって審理時に書かれたそのものではない。というのは、この絵図自体は、先にも指摘したように、端裏書・題箋からして秋篠寺から西大寺に提出されたものだからである。のちに述べる付箋とともに、院における審理の内容を西大寺の方でこの絵図に貼紙の形で記しおき、付しておいたものであろう。秋篠寺は当然院にもこの種の絵図を所進したに違いないが、相論相手の西大寺にも提出していることは、相論の審理における絵図の一般的あり方を考える際、示唆深い。
- 17) 付箋が秋篠寺側の主張と、それに対する西大寺側の答弁を記していることは、この絵図が秋篠寺が作成したことと対応するのであろう。但し、この付箋も院の官吏が作成したのではなく、西大寺側が記しおいたものと考えられることは先に指摘した。
- 18) 『日本荘園絵図集成』上, 解説, 211頁。なお, 西大寺山と内山についても太田, 前掲論文10), 293頁, が既に指摘している。
- 19) 絵図2について太田は絵図1にはない鑄物師池が加わっていることから絵図1より多少のちに作成されたと考えている(『日本荘園絵図集成』上, 解説, 210頁)。池に新造の可能性すら考える太田を批判して、橋本は、池は周辺の領有を主張する根拠の一つとして描かれたとみられ、絵図1に描かれなくとも不審はないとする(前掲11)52頁)。妥当な見解である。橋本は絵図1・2とも「完全に対をなし、嘉元元年の相論に於て作成された」と考えている。
- 20) 橋本, 前掲論文11)53頁。他に西大寺V付近の「一条」「二条」なども追筆という。

- 21) 西大寺目安案(西大寺文書)。絵図3は元来この史料とほぼ同時に作成されたと考えられている。橋本, 前掲論文11) 53頁。
- 22) 『鎌倉遺文』21669号文書に「秋篠山, 又号戌亥山千町」とある。
- 23) 『平城村史』平城村史編集委員会編・発行, 1971, 69頁。秋篠区有文書採訪記録に見える「秋篠村絵図」(『東京大学史料編纂所報』14, 1980, 56頁)もこれを指すと思われるが, 残念ながら現在写しのみ伝えられている。
- 24) E 泉森皎「阿弥陀山寺の調査」『青陵』19, 1972; G 奈良国立文化財研究所, 前掲11) 発掘調査報告書; N『奈良市埋蔵文化財調査報告書<昭和59年度>』1985, 奈良市教育委員会編集・発行, 34-36頁。
- 25) 橋本, 前掲論文11) 58-60頁。他に赤皮田池の現地比定については野崎清孝の論考がある。『伏見町史』伏見町史刊行委員会, 1981, 572-3頁。
- 26) 八王子社は, 絵図1には第4章で指摘するように杜のみで表現され, 西大寺作成の他の2枚に見えることから, 西大寺と関係深い神社と考えられる。絵図1の表現からその存在が考えられる宮ノ後, 平田付近の谷(図7)に現在該当する神社はない。寛政期の秋篠寺伽藍絵図(『大和古寺大観』第5巻, 岩波書店, 1978, 10頁)に寺の東に「八王子森」が見える。現在当地は土用塚と呼ばれ, 堅牢地神社が鎮座している。古老によれば, この社は野神さんであるというが, かつて大池の西にあった水の神を移したものともしう。更に神社の脇に現在明治16年大池築造の碑が立つ。この大池は, 先に八王子社の故地と想定した谷の最上流部に位置する。碑文に依れば明治の築造というが, それ以前にあった小規模な池を統合して作られた可能性もある。そこで, 「八王子社」は寛政期までに大池以前の池が築造された際に, 土用塚に遷座したものと一応考えておきたい。
- 27) 例えば, 橋本, 前掲論文11), 56頁
- 28) 西大寺資財流記帳『寧楽遺文』中巻所収。但し, 当時北辺坊は未だなかったと考えた場合である。
- 29) 『伏見町史』ではこの集落を一条北大路の北に比定している(560-1頁)。
- 30) 板倉勝高「尾張国富田庄を例とせる日本庄園の村落構造-第1報・その地理学的研究-」『東北地理』5-1, 1952は4枚の絵図に限られるとはいえ, 各絵図の建造物の図像表現を比較・分類している。これはランゲージ研究に通じるものであり, 今後進展させるべき研究方向である。
- 31) 但し, 「戌亥山」とは相論のそもそもの対象であって, 本来一千町の面積があり, 西大寺山などを含めた付近の山々の総称と考えられる。11カ所山林の一部との指摘は, 絵図2で指示された中山, 押熊西方付近の山として扱ったものである。
- 32) さらに, 嘉元相論でこの「内」の部分は, 「鎮守」Nの杜の他にも, 西大寺山として戌亥山一千町のなかで唯一秋篠寺の通用を認められないと西大寺は主張していたのであった。その他の戌亥山は通用を認めるいわば俗的世界であり, それと西大寺々中という極めて聖的世界の間に緩衝地帯を設けようとした主張であるとも言えよう。これは西大寺側の論理であるが, 秋篠寺にとっても, 秋篠寺という聖的世界の外延部に秋篠寺敷地寺山という領有権も持つ緩衝地帯が位置し(西大寺が作成した絵図2では山容のみが描かれ, 文字注記はない), その周囲に通用を認められた戌亥山が広がっていたのである。そして, いずれの緩衝地帯も相手側の用益を認めないことで寺中の聖的性格を保とうとしたと解釈できる。西大寺山・内山を戌亥山一帯全体に位置づけるならば, 各寺について聖的世界を中心に, 緩衝地帯, 俗的世界と三分された世界像が二重に複合した形すら見て取れると言えよう。
- 33) この問題について橋本は絵図自体の誤りと考えている(前掲11) 56頁)。しかし, 絵図研究としては単純に誤りとして片付けるわけにはいかない。そこに絵図の作成目的と関わる作為の可能性すら考えるべきであろう。あくまで一つの解釈にすぎないが, 先にも指摘した緩衝地帯としての西大

寺山地区に聖的性格を倍加させるために、敢えて西大寺山の部分に取り込んだとも考えられよう。
34) 特に註5) で述べた京北班田岡との関係についての考察は緊要である。

Summary

The present paper deals with Saidaiji Akishinodera Souron Ezu, three maps drawn in the lawsuits between the Saidaiji temple and the Akishinodera temple in early fourteenth century. The author has considered the date by comparing and analyzing the map symbols in these three maps, understood them and approached the cosmology or spatial cognition.

The first ezu (rendered in Figure 1), which was made about 1302, has been drawn as if map symbols were viewed from the east. On the second ezu (Figure 3), whose date is about 1303, the direction of representation of almost all symbols or characters is also from the east. But the direction of them in Mt.Saidaiji varies. The Saidaiji temple tried to limit the right of land use by the Akishinodera temple into this Mt.Saidaiji area through the lawsuit. We can find the representation of inner world in this area of ezu. On the other hand, the third ezu (Figure 5), whose date is about 1317, was drawn as if symbols were viewed from the south, the direction of the Saidaiji temple. This means that it was made by the Saidaiji temple.

We must study other maps which are owned or has been owned by the Saidaiji temple.